

令和8年3月改訂

服 装 の き ま り

学習・仕事・行事・式典・清掃など、時・場・状況に応じた服装を心がけることが大切です。また、スポーツや競技の時には、競技規則等をきちんと守り、人にけがをさせないようにしましょう。

【制 服】

<従来の制服>

[冬服]

- 黒の詰め襟標準学生服、学生ズボン※¹
- 紺の学校指定のセーラー服、スカート※²

[夏服]

- 白のカッターシャツ又は開襟シャツ、学生ズボン※¹
- 白の学校指定のセーラー服（半袖）、スカート※²
 - ・ シャツはズボンに入れる。

※¹ 日本被服工業組合連合会標準型学生服で宇部市児童生徒健全育成協議会規定（タックなし）のもの。

※² 宇部市児童生徒健全育成協議会規定（スカート丈は膝が隠れる程度）のもの。

<新制服（市共通）>

[冬服]

- ブレザー、スラックス又はスカート
- カッターシャツ又は長袖ポロシャツ（白・紺）
 - ・ カッターシャツ着用の際は、ネクタイ・リボン（学校指定）を着用する。

[夏服]

- 白又は紺のポロシャツ（半袖・長袖）、スラックス又はスカート

<従来の制服・新制服共通>

※ 衣替えは廃止。

- ・ ベルトは華美でないもの。
- ・ 名札を左胸に付ける。
- ・ 肌着（柄物、華美なもののは避ける）を着用する。
- ・ 式や行事など、正式な服装が望ましい場面において、夏服、冬服の指定をすることがある。その際、新制服の冬服については、カッターシャツ、ネクタイ又はリボンを着用する。
- ・ エアコン等で寒い場合は、学校ジャージを着用してよい。

【靴 下】

- ・ 白、黒、グレー系の靴下（ワンポイント可。スポーツ時にも使用するため、けが防止のためにくるぶしが隠れる程度の長さは必要）。

【頭 髪】

- ・ 中学生らしい、清潔感のある自然な髪型。
- ・ ファッションだけを理由にパーマをかけたり、髪の色を変えたりしないこと。
- ・ 後ろ髪が肩に付く場合は、ゴムひもで結ぶ（ゴムひもは華美でないもの）。
- ・ 前髪が目にかからないようにする。

- ・ 飾り等が付いているヘアピン、ヘアークリップ、リボン等は、体育の授業やスポーツ時のけがの原因になるため、使用しない（自分や周りの人が、体育の授業やスポーツを安全に行うことができること）。

【靴】

- ・ 白、黒、グレー系の運動靴（体育の授業やスポーツに使用できるもの）。

【カバン】

- ・ 学校指定はないが、中に教科書やノートが十分に入り、実用的かつ安全なもの。

【上履き】

- ・ 学校指定のもの（青色のスリッパ）。

【防寒着】

<従来の制服・新制服共通>

※ 11月中旬から翌年の3月まで使用可(10月中旬に連絡)。

○ コート類、マフラー、手袋、ネックウォーマー

- ・ 実用的で安全なもの。華美でないもの。
- ・ 登下校時のみ着用。原則として校舎内は着用しない。

※ コート類：ボア素材や模様編みでないもの。

※ 学校指定のジャージ、部活動で許可されている防寒着も着用可。

○ タイツ

- ・ 黒、ベージュの無地。肌が透けて見えないもの。

<従来の制服>

※ 制服の下に着るもので調整。

- ・ 華美でないもの。フード付きではないもの。

○ カーディガン（セーラー服の上に着用）

- ・ 冬の制服に準じる色（黒または紺）の無地。
- ・ 毛糸で編んだ前開きのボタン付き、Vネックのもの。
- ・ ボア素材や模様編みではないもの。胸の小さなワンポイントは可。名札を左胸に付ける。

<新制服>

※ ブレザーの下に着用。

○ カーディガン、セーター、ベスト

- ・ 黒、紺、グレー、白色の無地。Vネックのもの。フード付きではないもの。

令和8年4月改訂

生活のきまり

● 校内生活

1 学習

※ 各自が時間を大切にするとともに、自主的に規則正しい学校生活をしよう。

- (1) 授業開始は2分前着席、1分間黙想を徹底しよう。
- (2) 学習用具を忘れた場合は、あらかじめ先生に届けよう。
- (3) 自習時間は静かに学習し、他の者の迷惑になるような行為をしないようにしよう。

2 礼儀・マナー

※ 自己の行動に責任をもち、先生や友人、地域の方々に対し節度ある言動をし、感謝の気持ちを体現しよう。

- (1) 先生や来客・同級生・先輩・後輩にはその場の状況に応じて、会釈や挨拶等、適切な言葉や行動をとろう。
- (2) 周囲（学校内外）の人への感謝の気持ちをもって生活しよう。

3 遊び

※ 危険を伴う遊び、他人に迷惑をかけるような遊びはしないようにしよう。

- (1) 学校には不要品を持ってこない（携帯電話等を発見した場合は担任が預かり、保護者へ返却）
- (2) テニスコート、体育館及び玄関付近、給食室周り、その他指定された場所では遊ばないようにしよう。

4 保健衛生

※ 身体を清潔に保とう。

〔給食〕

- (1) 食前には必ず手を洗い、静かに自分の席で食事をしよう。
- (2) 食事の終わりの合図があるまでは教室の外へは出ないようにしよう。

〔清掃〕

- (1) 清掃はお互いに協力し、静かに行おう。
- (2) 掃除道具はていねいに使用し、掃除終了後、元の位置に整理して保管しよう。
- (3) 掃除道具が破損・紛失した場合は、直ちに係の先生に申し出よう。

5 校舎・公共物

※ 校舎や公共物を大切にしよう。

- (1) 校舎・校具・備品等を大切にし、傷つけたり、落書きしたりしないようにしよう。
- (2) 花壇・庭園の植物を大切に育てよう。
- (3) 窓ガラスその他、校舎・校具を破損した場合、またはこれを発見した場合は、直ちに担任か最寄りの先生に届けよう。
- (4) 下校後または休日に校舎内に入る場合は、先生または代行者（警備員）の許可を得よう。
- (5) 部活動の部室には、その部員以外の者は入室しないようにしよう。

6 届出

- (1) 病気・忌引等で欠席する時や遅刻の場合は、当日の朝8：00までに保護者が学級担任（学校）に連絡（Sigfy）する。
- (2) 遅刻後、登校した際は、職員室に寄って登校したことを伝える。

(3) 忌引は次の期間休むことができる。

- ① 父母 7日
- ② 曾祖父母および祖父母（同居） . . . 5日
- ③ 曾祖父母および祖父母（別居） . . . 3日
- ④ 兄弟姉妹、伯叔父母 3日

(4) 住所等を変更したときは、保護者が速やかに学級担任に届け出る。

(5) アルバイトは原則として禁止する。

7 その他

(1) 登校したら放課後までは、勝手に校外に出てはいけない。やむをえない時は、学級担任に届けて許可を得よう。

(2) 不必要な金品は、学校に持参しない。また生徒間で金銭の貸し借り、物品の売り買いをしない。

(3) 学校生活に必要なもの（携帯電話、ゲーム機、トランプ等カードゲーム、ミュージックプレイヤーなど）や、危険なもの（カッターナイフ等）は持ってこない。

● 校外生活

1 登下校

※ 交通ルールを守り安全に注意しよう。自転車を利用する時は、ヘルメットと安全たすきを必ず着用すること（全員着用）

(1) 通学路を通り、家庭にもその道順を知らせておこう。

(2) 下校時刻を守ろう。

<一般下校時刻>

・月→15:35 火・木・金→15:55 水→14:40

<部活動解散時刻>

・16:40 水曜日は原則ノ一部活デー

<部活動最大延長時刻>

・4月～県新人戦 17:40

・県新人戦～10月 17:20

・11月 17:10

・12月 延長なし

・1月 17:10

・2月 17:20

・3月 17:40

(3) 自転車通学は定められた手続きで申し出て許可を得ること。

(4) 登下校時の買い食い、飲食店等への立ち寄り禁止する。（※部活動の時も同様とする）

2 外出

(1) 19時以後の外出は、原則として保護者同伴であること。

(2) 原則として、飲食店の出入りは保護者同伴とする。

(3) 生徒だけの無断外泊は禁止。

3 映画等の興行物、その他

(1) 映画館には18時以降は保護者同伴とする。

(2) 釣りに行くときには必ず保護者の許可を得ること。また、生徒だけで海や河川等に近づいたり入ったりしない。

(3) カラオケボックス・ゲーム場・ボウリング場・ゴルフ場等は保護者同伴のこと。

(4) パチンコ店などの遊技場・オートレース場・ボートレース場等の出入りは保護者同伴でも禁止。